

○本宮市移住定住モニターツアー宿泊費補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 28 日

告示第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、関係人口の創出、拡大及び移住を推進するとともに、市の魅力を体感した者が、自ら情報を発信することにより市の知名度向上を図るため、移住定住モニターツアーに参加し情報発信を行った者に対し、市内宿泊施設への宿泊に要した経費を補助する本宮市移住定住モニターツアー宿泊費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設とは、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条に規定する旅館業の施設をいう。
- (2) 移住定住モニターツアーとは、関係人口の創出、拡大及び移住を推進するとともに、市の魅力を体感した者が、自ら情報を発信することにより市の知名度向上を図るため、市が企画する体験プログラムをいう。
- (3) SNS とは、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム及びユーチューブ等のインターネット上の情報交流サービスをいう。
- (4) ブログとは、インターネット上に公開される日記等の記録をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の対象者は、移住定住モニターツアーに参加し、ツアー終了後に、参加者が自ら管理する SNS 及びブログ等にツアーの感想を掲載し、本市の魅力を市内外に発信する市外に居住している個人で、次の各号の全てに該当する者(以下「補助対象者」という。)とする。

- (1) 申請を行う日の属する年度において、この告示による補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 補助対象者に暴力団員(本宮市暴力団排除条例(平成 24 年本宮市条例第 3 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。)がないこと。

(対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、補助対象者が市内宿泊施設への宿泊に要した経費の総額とする。ただし、付帯施設及びサービス等の利用料金を除く。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、6,500 円に補助対象者数を乗じて算出された額と対象経費とを比較して、少ない方の額とする。

(交付申請)

第 6 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、宿泊を行う日までに、本宮市移住定住モニターツアー宿泊費補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象者が複数人からなる世帯又は団

体等となる場合は、当該世帯又は団体等の構成員から同意を得たうえで、1人を代表者として申請するものとする。

- (1) 本人確認書類の写し
- (2) その他市長が必要と認めて指示する書類
(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請があったときは、速やかに審査を行い、その結果について、本宮市移住定住モニターツアー宿泊費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、移住定住モニターツアーが完了した日から起算して14日を経過した日又は交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、本宮市移住定住モニターツアー宿泊費補助金実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等の写し(宿泊した者若しくは宿泊した世帯又は団体等の代表者の氏名、宿泊先、宿泊期間、宿泊人数及び対象経費が記載されたもの)
- (2) その他市長が必要と認めて指示する書類
(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、本宮市移住定住モニターツアー宿泊費補助金交付額確定通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、本宮市移住定住モニターツアー宿泊費補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、本宮市移住定住モニターツアー宿泊費補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金がすでに交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、本宮市移住定住モニターツアー宿泊費補助金返還請求書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。